

茅ヶ崎市庭球場の利用登録及び使用方法について

1. 利用される方へ

庭球場をご利用いただくにはあらかじめ利用登録が必要です。

利用登録の区分

■登録の区分は次の通りです。

登録区分	抽選予約	随時予約	備 考
市内テニス (市内在住・在勤・在学の方)	○ (申し込みます)	○ (申し込みます)	
市外テニス (市内在住・在勤・在学以外の方)	× (申し込みません)	○ (申し込みます)	施設の利用料金が50% 割増となります。

利用登録に必要な持ち物

- 登録者の名前及び住所が確認できるもの(例:運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険者証など)
- 市内在勤・在学の方は、本人確認書類に加え、それを証明できるもの(例:社員証、健康保険者証、学生証など)

利用登録の受付場所 ※受付時間は午前8時30分から午後5時00分(体育館は午後8時00分まで)
※柳島スポーツ公園は午前6時00分から午後9時00分

- 茅ヶ崎市総合体育館
- 茅ヶ崎市体育館
- 茅ヶ崎公園
- 芹沢スポーツ広場
- 堤スポーツ広場
- 柳島しおさい公園
- 柳島スポーツ公園

登録の注意事項

- 各受付窓口にある茅ヶ崎市庭球場利用登録申込書に必要事項を記入してください。
- 登録者の方は、15歳以上(中学生は不可)に限ります。
- 登録申込は必ずご本人が窓口に来てください。(代理人や委任状は不可)
- 登録者の氏名や住所等に変更があった場合は、速やかに変更申請をしてください。住所の変更にあたっては、登録者の住所が確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。
- 登録の有効期限は、登録日から3年間です。(期限近くになりましたら通知でお知らせいたします。)
- 更新の際は身分を確認できるものをお持ちください。

2. 予約方法

登録時に発行した利用者登録通知書に記載されている登録番号・パスワードをもとに、インターネット・スマートフォンから茅ヶ崎市公共施設予約システムで予約してください。

※インターネット、スマートフォンからお申込みいただいた時点では予約は確定していません。(仮予約)施設利用料を支払った時点で予約確定(本予約)となります。

茅ヶ崎市公共施設予約システムのアドレス(24時間利用可能)

- インターネット(パソコン・スマートフォン)
<https://k7.p-kashikan.jp/chigasaki-city/index.php>

茅ヶ崎市公共施設予約システム QR コード



予約の区分 ※土・日・祝の予約は最大6件まで

	抽選予約	随時予約
予約期間	■2ヶ月先の月分を1日から15日まで (例:10月分の抽選申込は8月1日~15日)	■使用日前月1日から使用時間区分前まで
支払期間	■使用日を含めて6日前まで	■使用日を含めて6日前まで
注意事項	■抽選申込は1月あたり4件までの申し込みとなります。 ■申し込んだ月の25日午前9時から当落を確認できます。当落の確認は、インターネット、携帯電話から予約システムにて確認できます。 ■支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。	■利用日を含めて5日前から随時予約した場合の支払期日は、予約した日の当日となります。(オンライン決済不可) ■支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。

予約の取り消し

- 仮予約取消しはインターネット・スマートフォンで茅ヶ崎市公共施設予約システムにて取り消してください。窓口では取り消しできません。
- 支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。

3. 支払・還付・使用方法

利用料金の支払方法

- 予約した施設利用料金は、支払期間内にオンライン決済・各体育施設受付窓口でお支払ください。
なお、柳島スポーツ公園の利用に関するお支払い・還付手続きは、管理者が別のため当該施設でお願いします。
- 各施設窓口でお支払いの際は予約内容をお伝えください。
- オンライン決済・各施設窓口にてお支払い後は施設システム上から利用決定書が印刷・提示できます。
施設ご利用の際は受付で提出・提示はご不要ですが、予約内容を確認しますので利用開始前にお声かけ下さい。
- 還付申請の場合は使用決定書のご提出・提示をお願い致します。
- 受付時間は、午前8時30分から午後5時00分（体育館は午後8時00分）までです。
※柳島スポーツ公園は午前6時00分から午後9時までです。

利用料金の還付条件（還付は以下の場合に限る）

- 雨天等により施設が使用できなかった場合（100%の還付）
※雨天等の場合は必ずスポーツ施設コンディション確認画面にて確認をお願いします。（自己の都合で使用しなかった場合の還付はできません）
※使用中に雨天等で使用できなくなった場合は、事務所にお申し出ください。（ただし、使用時間が1時間を過ぎましたら還付できません。）
※還付申請の受付は還付対象となった利用日から5年間です。
- 既に利用料金を支払った予約について、使用日を含めて6日前までに申請があった場合（80%の還付）
※この期日を過ぎた取り消しについては、還付はできません。（取り消しはできます）

還付申請に必要なもの

- 還付の対象となる使用決定書かスマートフォンで使用決定書のご提示

※休場日は毎月第2月曜日（祝祭日の場合は翌日火曜日）、年末年始の12月29日～1月3日
（屋外施設は12月28日～1月4日、柳島スポーツ公園は12月30日～1月3日）となります。
なお、柳島しおさい公園は毎月第2月曜日のみで年末年始は開場します。